

# 一般社団法人はらいふ定款（旧称：一般社団法人コアプラス）

## ●第1章 総則

（名称）

- 第1条 当法人は、一般社団法人はらいふと称する。  
2 当法人の名称の英文における表示はhalifeとする。

（主たる事務所）

- 第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府高槻市に置く。  
2 当法人は、代表理事の承認を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

（目的）

第3条 当法人は、すべての人が安心してチャレンジできるコミュニティづくりをになうとともに、教育やこどもに関わる多様な立場の人たちが共に学び合う場や機会を創造することを通して、学校教育・社会教育の充実に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

（1）こども・若者サポート事業

＜居場所づくり・学習支援・こども通貨の運用等＞

（2）学校・教職員サポート事業

＜コンサルティング・人材派遣・研修の請負等＞

（3）教育・まちづくりに関する学びの場づくり事業

＜視察や研修の企画運営・講師派遣・コミュニティカフェの運営、活用等＞

（4）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告）

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

## ●第2章 会員

（種別）

第5条 当法人の会員は、次の二種とする。

（1）正会員

当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動を推進する個人・団体で、総会における議決権を有するもの。

（2）賛助会員

当法人の目的に賛同して入会し、当法人の事業を賛助・後援する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

（入会）

第6条 正会員及び賛助会員になるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。  
2 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 会員がその資格を喪失した時は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

(退会)

第10条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、理事会の決議によりその会員を除名することができる。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## ●第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(機能)

第15条 総会は、以下の事項を審議、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務
- (7) その他、運営に関する重要事項

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。  
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。  
2 この場合、定足数および議決の適用については、その社員は出席したものとして扱う。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

## ●第4章 理事

(理事の設置)

第21条 当法人に、理事3名以上7名以内を置く。  
2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任)

第22条 理事は、社員総会において、社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。  
2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。  
3 代表理事は、理事の互選によって理事の中から定める。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任された定時社員総会終了後から、次年度の定時社員総会の終了までとする。  
2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

## ●第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年一期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、直前の社員総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第33条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第25条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第26条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。)に贈与するものとする。

## ●第6章 附則

(法令の準拠)

第27条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。